

第6章 高齢者福祉サービスの充実

現状と課題

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者を抱えている世帯など、何かしらサポートを必要とする高齢者世帯が増加しています。すべての高齢者が、住み慣れた地域で、生き生きと元気に自分らしい生活を送れるよう、お互いに支えあって支援していくことが必要です。

また、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる“老老介護”が社会的にも問題視されており、今後の高齢化の進展で、介護をする方の高齢化が増加していくと見込まれます。そのため、介護者自身の心理的、身体的、経済的負担を軽減し、介護を受ける方、介護をする方、双方が安心して在宅生活を継続するための環境が、ますます必要となっています。

重点施策

- 1 敬老事業の充実
- 2 生活支援事業の充実
- 3 介護支援事業の充実

施策の方向

1 敬老事業の充実

広報紙や市のホームページ等も活用し、事業の周知に努めます。

2 生活支援事業の充実

広報紙等を利用して、事業の内容や利用啓発を行うとともに、利用者が安心して満足がいくサービスが受けられるよう、サービス内容の質の向上に努めます。

民生委員や関係機関との連携を強化して、サービス利用対象者の把握を的確に行うとともに、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、利用の促進を図るとともに、緊急時対応の整備を図ります。

3 介護支援事業の充実

事業の周知を図り、在宅介護者の経済的負担の軽減に努めます。

サービス・事業の展開

金婚等祝い事業【敬老事業】

サービス内容	市内在住の金婚記念等を迎えられる夫妻に対し、お祝いとして記念写真（撮影代含む一式）と食事券等を11月22日（いい夫婦の日）に贈呈します。
対象者	戸籍記載事項に基づき当該年度中に、結婚50年または60年を迎える夫婦、結婚50年または60年を迎えた日に中央市住民基本台帳又は外国人登録原票に記載、または登録されていた夫婦。
申請期間	「金婚記念・ダイヤモンド婚記念届出書」により随時受け付けます。 9月30日までに申請して頂いた場合は当該年度に贈呈しますが、10月1日以降は次年度になります。

配食サービス事業【生活支援事業】

サービス内容	在宅のひとり暮らし高齢者世帯等に配食サービスを提供することにより健康で、自立した生活ができるように支援します。
対象者	自ら調理することが困難なおおむね65歳以上のひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯に属する人、障がい者であって心身の障害及び傷病等の理由により調理することが困難な人。
利用料	自己負担あり

乳酸菌飲料友愛訪問事業【生活支援事業】

サービス内容	ひとり暮らし等の高齢者の自宅を訪問し、乳酸菌飲料を支給し、安否及び健康を確認します。
対象者	75歳以上のひとり暮らしの人、75歳以上の人で構成される世帯に属する人。
利用料	無料（1人あたり、1回につき2本で、週2回の支給）

救急医療情報キット配布事業【生活支援事業】

サービス内容	かかりつけの医療機関や持病等、緊急時に必要な救急情報を書き込む用紙を保管する容器のセットを配布します。救急隊員が病院へ搬送する際に適切な処置の参考とするために活用されます。
対象者	65歳以上のひとり暮らし世帯、65歳以上で構成される世帯、「身体障害者手帳」1級もしくは2級、「療育手帳」AもしくはB判定、「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの人のみの世帯
利用料	無料（1世帯に1本）

軽度生活援助事業（ホームヘルプ）【生活支援事業】

サービス内容	要介護状態への進行を防止するため家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物）等ホームヘルパーを派遣して軽易な日常生活上の援助をします。
対象者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの人、65 歳以上の人で構成される世帯に属する人で軽度の生活援助が必要な人。
利用料	介護保険法に規定する要支援者が家事援助を中心とした訪問介護サービスに要した費用の 1 割。

ふれあいペンダント事業（緊急通報システム）【生活支援事業】

サービス内容	ひとり暮らし等高齢者、重度身体障がい者の急病または事故等の緊急時に 24 時間態勢の消防本部と電話回線で結び、迅速な救護体制ができるよう支援を行います。
対象者	65 歳以上の虚弱なひとり暮らしの人、65 歳以上の夫婦世帯でいずれかが虚弱な場合、ひとり暮らしの重度身体障がい者の人。
利用料	無料（システム利用時は電話料、電気料がかかります）

布団乾燥及び理美容サービス事業【生活支援事業】

サービス内容	寝たきりの高齢者の布団を洗濯乾燥した場合に助成します。また、寝たきり等で理美容に行けない人が家庭で理美容を受けられるように助成します。
対象者	市内に住所があり、介護保険法の要介護 4 以上と認定された人
給付額	布団乾燥サービスは年間 2 回以内で 1 回につき 5,000 円、理美容サービスは年間 6 回以内で 1 回につき 2,000 円（出張料金を助成します。カット代は実費です。）

日常生活用具給付（貸与）事業【生活支援事業】

サービス内容	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者に日常生活用具を給付（貸与）します。 電磁調理器・・・心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な、低所得のひとり暮らし高齢者
対象者	自動消火器・・・低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者 老人用電話（貸与）・・・低所得のひとり暮らし高齢者
利用料	自己負担あり

家族介護用品支給事業【介護支援事業】

サービス内容	高齢者等を在宅で介護する家族に対し、おむつその他介護用品を支給します。
対象者	市内に住所があり、介護保険法の要介護 4 以上と認定された人を在宅で介護している人。
給付額	償還払いの方法による給付とし、当該年度内に購入した介護用品を対象とします。（年額 10 万円の範囲内）